

板橋区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）2025 について

1 目的

板橋区が区内の一事業者として、地球温暖化防止のために自ら率先し、事務事業に伴い排出する温室効果ガスを抑制することを目的とする。

2 位置づけ

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、策定と公表が義務付けられている計画であり、国の定める「地球温暖化対策計画」に即して、区の事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」として策定する。本計画は区内の一事業者として温室効果ガスの排出量を削減するための取組を推進するため、「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」を補完する追録版として策定するものである。

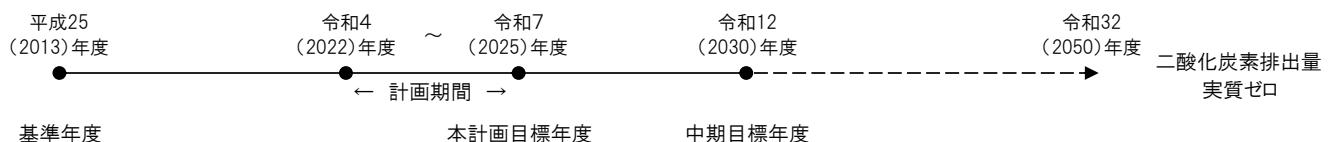
3 対象範囲

区が実施する事務事業全般であり、本庁舎や学校等の「区施設」とその「職員等」を対象とする。（ごみの収集・運搬や指定管理者制度導入施設を含む。）

4 計画期間と基準・目標年度

本計画の期間は、「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」との整合をとり、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とする。

また、令和32（2050）年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、国の「地球温暖化対策計画」に準じて、平成25（2013）年度を基準年度、令和12（2030）年度を中期目標年度としたうえで、本計画における目標年度については令和7（2025）年度とする。



5 目標

区の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標は次のとおりとする。

本計画目標（令和7（2025）年度目標）

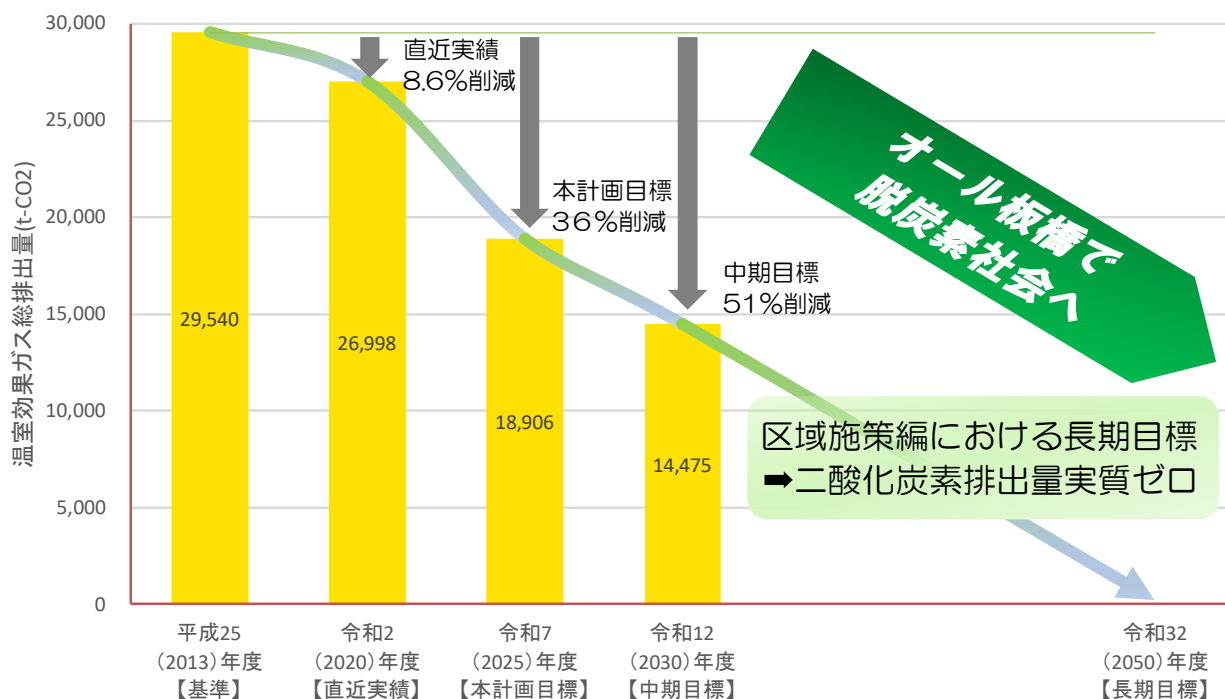
基準年度（平成25（2013）年度）比

36%削減

中期目標（令和12（2030）年度目標）

基準年度（平成25（2013）年度）比

51%削減



6 温室効果ガス総排出量の削減に向けた取組

脱炭素化に向けて5つの柱を掲げ、区として積極的に取組を推進していくことにより、区域全体への意識の普及・浸透を図る。

（１）区施設の整備におけるゼロエミッション化の推進



●ゼロエミッション化に向けたライフサイクルマネジメントの構築

【方向性】計画的なZEB化の推進

●高効率設備の率先導入による省エネルギー化の推進

【方向性】高効率空調設備の導入推進

（２）再生可能エネルギー100%電力の導入拡大



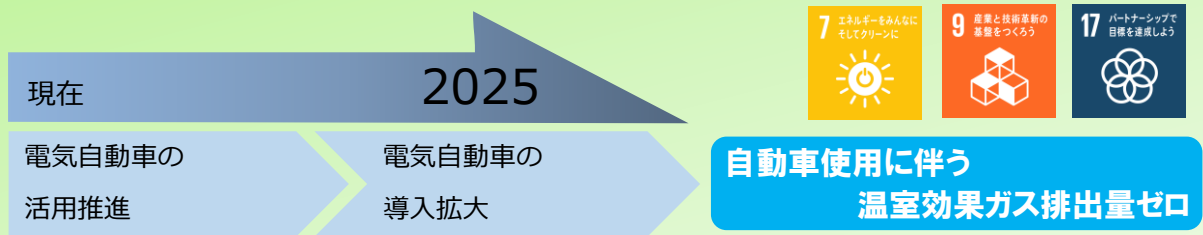
●高圧受電施設への再生可能エネルギー100%電力の導入拡大

【指標】再生可能エネルギー100%電力の導入割合拡大（高圧受電施設の使用電力量）

■現状値：令和3（2021年度）：18.9%（23施設）

■目標値：令和7（2025年度）：64.3%

（３）次世代自動車及び充電設備の率先的な導入・活用

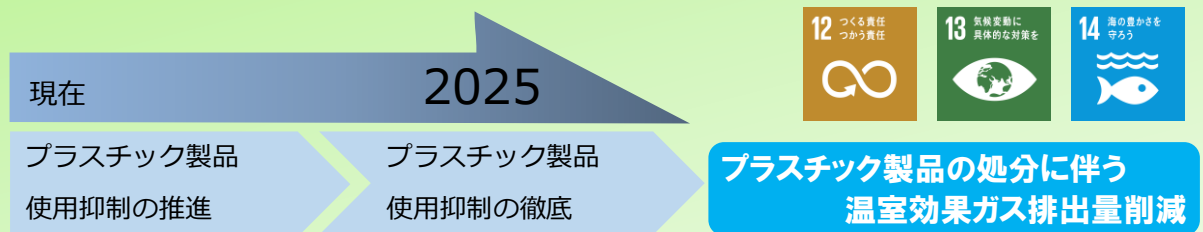


- 再生可能エネルギー100%電力を使用した電気自動車（E V）の導入
- 燃料電池自動車（F C V）導入可能性の検討

【指標】本庁舎の庁有車への電気自動車の導入及び台数拡大

- 現状値：令和 3（2021）年度：0 台（0%）（本庁舎の庁有車数（乗用車）：19 台）
- 目標値：令和 7（2025）年度：9 台（47.4%）

（４）板橋区版プラスチック・スマート（庁内）の推進

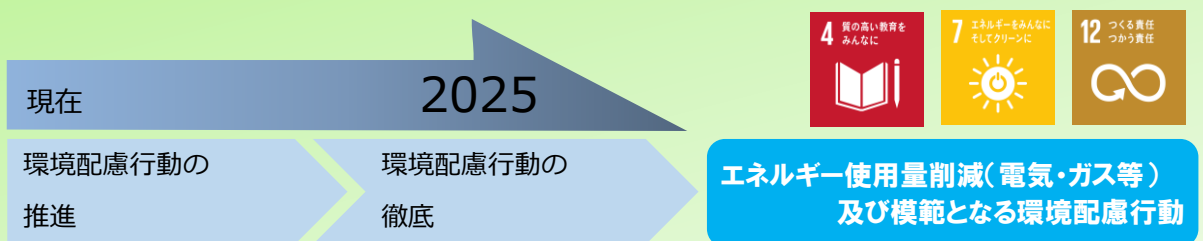


- 庁内で使用するプラスチック製品の使用抑制

【指標】区施設へのウォーターサーバーの設置及び施設数拡大

- 現状値：令和 3（2021）年度：0 施設（0%）（自動販売機の設置施設：57 施設）
- 目標値：令和 7（2025）年度：26 施設（45.6%）

（５）職員の意識改革・行動変容



- 職員への情報発信
- 省エネルギー行動の徹底
- 環境に配慮した施設整備
- 事務執行におけるペーパーレス化の徹底
- 事務執行におけるデジタルトランスフォーメーション（D X）の推進
- 庁有車の使用抑制・合理化
- エシカル消費の推進